

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第24条及び本会旅費規則第2条第1項の規定に関して、本会の役員に支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第17条第2項に定める常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常務理事以外の理事（会長、副会長を含む。）及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、役職手当、期末等手当及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員のうち、副会長及び監事（以下「副会長等」という。）については、業務に応じた報酬を支給することとする。
- (3) 非常勤役員のうち、副会長等以外の者には報酬を支給しないものとする。
- (4) 役員が、本会の主催・招集する会議等に出席し、又はその職務を行うために旅行する場合には、その費用の弁償として鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料を支給することができる。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び役職手当については、別表1に定める額
- (2) 期末等手当については、本会給与規則を準用して算定した額
- (3) 通勤手当については、本会給与規則を準用して算定した額

(副会長等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員のうち、副会長等に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(役員費用弁償)

第6条 第3条第1項第3号の旅費額は、本会旅費規則の規定によって職員に支給する旅費相当額（原則として公共交通機関利用）とする。

2 旅費の支給についての路程は、常勤の勤務地がある役員はその勤務地から、常勤

の勤務地等がない役員はその自宅を起点及び終点とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

(1) 報酬、役職手当及び通勤手当は、毎月支給し、月の1日から末日までの期間につき、その月額をその月の21日に支給する。

(2) 期末等手当については、6月1日及び12月1日を基準日とし、基準日に在職する役員に対して、その在職期間に応じるものとし、6月に支給する手当については、6月30日、12月に支給する手当については、12月10日に支給する。

2 非常勤役員のうち、副会長等に対する報酬の支給は、次の各号による役員の区分に応じて定める時期とする。

(1) 副会長に対する報酬については、年度末とする。

(2) 監事に対する報酬については、監事会終了の都度とする。

3 旅費の支給については、当該会議に出席し、又はその職務を行うために旅行した都度、支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

5 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 第3条第1項第1号及び同項第2号で定める報酬等の支給に関する規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用し、当該定時評議員会の終結前は、なお従前の例による。

3 常勤役員の報酬等に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 報酬額及び役職手当額

報酬額	役職手当額
月額280,000円	30,000円

別表2 副会長等の報酬額

副会長	本会主催会議出席1回につき 10,000円 (ただし、一会計年度30,000円を上限とする。)
監事	本会監事会出席1回につき 30,000円
	本会主催会議出席1回につき 10,000円 (ただし、一会計年度30,000円を上限とする。)